

亀山市教育委員会告示第3号

亀山市総合型地域スポーツクラブ育成補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

亀山市教育委員会教育長 中原 博

亀山市総合型地域スポーツクラブ育成補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、総合型地域スポーツクラブの設立のための準備事業を実施する団体及び総合型地域スポーツクラブに対し補助金を交付することにより、総合型地域スポーツクラブの育成を図り、もってスポーツの振興及び市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「総合型地域スポーツクラブ」とは、次の各号のいずれにも該当するスポーツ活動を実施する団体であって、当該団体に所属する会員の会費等により自主的に運営している非営利の団体をいう。

- (1) 複数種目であること。
- (2) 地域の誰もが参加できること。
- (3) 定期的かつ継続的であること。
- (4) 専門の指導者により、指導が行われていること。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金は、亀山市総合型地域スポーツクラブ育成補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、総合型地域スポーツクラブ（別表第1において「スポーツクラブ」という。）の設立のための準備事業を実施する団体又はスポーツクラブとする。

(補助金の対象事業等)

第5条 補助金の対象事業及びその内容並びに対象経費は、対象者の区分に応じ、別表第1に定めるとおりとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金は、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ、当該各号に定める期間を限度として交付する。

(1) 総合型地域スポーツクラブ創設事業 2年間

(2) 総合型地域スポーツクラブ活動事業 5年間

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、対象者が対象事業に要した対象経費の額とする。ただし、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を上限とする。

(補助金の経理)

第8条 対象者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を作成し、かつ、これらの書類を対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金の交付から適用する。

#### 別表第1 (第5条関係)

対象者の区分	対象事業	対象事業の内容	対象経費
スポーツクラブの設立のための準備事業を実施する団体	総合型地域スポーツクラブ創設事業	(1) 設立準備委員会の開催 (2) 広報活動 (3) 設立総会の開催 (4) 会員獲得のためのスポーツイベントの開催等スポーツクラブの設立に必要な活動	諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、備品費 (スポーツ用具に限る。)、雑役務費その他事業の実施に直接必要な経費
スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブ活動事業	(1) 運営委員会等の開催 (2) 健康・体力相談事業 (3) 各種研修会の開催 (4) 広報活動 (5) スポーツクラブ間の連携を図る活動 (6) その他スポーツクラブが行う	諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、備品費 (スポーツ用具に限る。)、雑役務費その他事業の実施に直接必要な経費

	スポーツ活動	費
--	--------	---

別表第2（第7条関係）

対象事業の区分	補助金の上限
総合型地域スポーツクラブ 創設事業	1の年度につき1,200,000円
総合型地域スポーツクラブ 活動事業	1の年度につき2,400,000円